

## 令和5年度つくば市保育士就労促進助成金交付要項

(趣旨)

第1条 令和5年度つくば市保育士就労促進助成金（以下「助成金」という。）の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(助成金の交付の目的)

第2条 助成金は、新たにつくば市に転入し、市内の私立保育所等で雇用される保育士、保育教諭、助保育教諭、幼稚園教諭及び幼稚園助教諭（以下「保育士等」という。）に対し、居住する賃貸住宅に係る家賃を予算の範囲内で助成することで、つくば市に保育士等を確保し、定住を促進することを目的として交付するものである。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸住宅 助成金の交付対象者が自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。
- (2) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃料の月額をいい、月の途中の入居又は退居により当該月の賃料が賃貸借契約に定められた賃料の月額に満たない額である場合は、その額をいう。ただし、共益費、管理費、敷金、礼金、更新料、駐車場使用料その他の費用は含まない。
- (3) 住宅手当 同条第1号に定める賃貸住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

2 この要項において「私立保育所等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された保育所（同条第12項の規定により廃止又は休止の承認を受けたもの、同法第46条第4項の規定により停止を命ぜられたもの及び同法第58条第1項の規定により認可を取り消されたものを除く。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平

成 18 年法律第 77 号) 第 3 条第 1 項の認定を受けた施設のうち、国 (国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。)、市町村 (特別区を含む。) 及び公立大学法人 (地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人をいう。) 以外の者が認定を受けたもの (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により認定を取り消されたものを除く。) 又は同法第 17 条第 1 項の規定により設置の認可を受けた施設 (同項の規定により休止又は廃止の認可を受けたもの、同法第 21 条第 1 項の規定により停止又は閉鎖を命ぜられたもの及び同法第 22 条第 1 項の規定により認可を取り消されたものを除く。)

(3) 児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により小規模保育事業 (同法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。) を行う事業所 (同法第 34 条の 15 第 7 項の規定により廃止又は休止の承認を受けたもの、同法第 34 条の 17 第 4 項の規定により制限又は停止を命ぜられたもの及び同法第 58 条第 2 項の規定により認可を取り消されたものを除く。)

(4) 児童福祉法第 34 条の 12 第 1 項の規定により一時預かり事業 (同法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。) を行う事業所 (同法第 34 条の 12 第 3 項の規定により廃止又は休止の届出を行ったもの及び同法第 34 条の 14 第 4 項の規定により制限又は停止を命ぜられたものを除く。)

(5) 児童福祉法第 34 条の 18 第 1 項の規定により病児保育事業 (同法第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業をいう。以下同じ。) を行う事業所 (同法第 34 条の 18 第 3 項の規定により廃止又は休止の届出を行ったもの及び同法第 34 条の 18 の 2 第 3 項の規定により制限又は停止を命ぜられたものを除く。)

(助成金の交付対象者)

第 4 条 助成金の交付対象者は、市内の私立保育所等に勤務する保育士等で、前年度つくば市保育士就労促進助成金交付決定を受けている者又は次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 1日の所定労働時間が6時間以上で、かつ、1月当たり20日以上勤務する者のうち、令和4年4月1日以降に雇用された者
- (2) つくば市に住民登録がある者のうち、令和4年4月1日以降につくば市に転入した者
- (3) 本人が契約する賃貸住宅に居住している者
- (4) つくば市税を滞納していない者

(助成金の額)

第5条 助成金の月額、家賃から住宅手当を控除した額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときには、その端数を切り捨てた額)とし、その額が20,000円を超えるときは、20,000円とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間の開始月及び終了月は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開始月 申請があった日の属する月の翌月。ただし、当該日が月の初日であった場合には当月。
- (2) 終了月 申請があった日の属する年度の3月。ただし、助成対象期間内に第4条各号のいずれかに該当しなくなった場合には、その事由が生じた日の属する月(当該日が月の初日であった場合には、その前月)。

2 過去につくば市保育士就労促進助成金交付決定を受けている者は、その助成対象期間と合算し、最大12月を助成対象期間とする。

(助成対象月)

第7条 助成の対象とする月は、助成対象期間のうち、次に掲げる月を除く月とする。

- (1) 実労働時間が所定労働時間の半数未満であった月
- (2) 家賃の支払がなかった月

(助成金の交付の申請)

第8条 規則第4条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとお

りとする。

(1) 勤務証明書（様式第2号）

(2) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(3) 保育士登録証の写し又は幼稚園教諭普通免許状若しくは幼稚園助教諭の臨時免許状（保育士登録証の交付を受けていない場合に限る。）の写し

3 規則第4条第1項に規定する所定の期日は、令和6年3月1日とする。

（助成金の交付の決定）

第9条 規則第7条に規定する通知は、様式第3号により行うものとする。

（申請内容の変更）

第10条 規則第12条の2に規定する申請は、様式第4号により行うものとする。

2 次の各号に掲げる事項に変更があった場合には、前項に規定する申請書に当該各号に定める書類を添えなければならない。

(1) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(2) 住宅手当 住宅手当の額が確認できる書類の写し

3 規則第12条の2に規定する承認をしたときは、当該申請者に対し、様式第5号により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第13条第1項に規定する報告は、様式第6号により行うものとする。

2 規則第13条第1項に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 助成対象月毎の実労働時間数のわかる出勤簿等の写し

(2) 家賃を支払ったことがわかる領収証等の写し

（確定通知）

第12条 規則第14条に規定する通知は、様式第7号により行うものとする。

（助成金の交付）

第13条 規則第15条の2第2項に規定する請求は、様式第8号により行うものとする。

(助成金の返還)

第14条 市長は、助成金を交付した月について、助成金の交付対象者に該当しないことが明らかになった場合には、期限を定めて、その月分の助成金の返還を命じるものとする。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。